9月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和4年9月30日(金)
- 2 場所 市役所 3 階 会議室 3 0 5
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第19号 藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の決定に ついて ・・・資料1(教育部長)
 - 日程第5 議案第20号 藤井寺市学校支援社会人等の就業に関する規則の 一部改正規則について ・・・資料2(学校教育課)
 - 日程第6 報告第19号 令和4年度全国学力学習状況調査(市の分析結果) について ・・・資料3(学校教育課)
 - 日程第7 報告第20号 藤井寺市立学校の今後の支援学級、通級指導教室に ついて ・・・資料4(学校教育課)
 - 日程第8 報告第21号 藤井寺市外国人英語指導助手の就業に関する規則 の一部改正について ・・・資料5(学校教育課)
 - 日程第9 報告第22号 教育委員会の後援名義等使用について
 - · · · 資料 6 (教育総務課)

日程第10 その他報告事項

令和4年度 藤井寺市文化財保護審議会の開催について

・・・資料7(文化財保護課)

4 出席委員 教育長 濱崎 徹

教育委員(教育長職務代理者) 粂野 聡史 教育委員 福村 尚子 教育委員 富山 昌克

- 5 欠席 教育委員 足立 義幸
- 6 教育部出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育総務課長、 学校教育課長代理、文化財保護課長、生涯学習課長、 スポーツ振興課長、図書館長
- 7 書記 教育総務課課長代理
- 8 傍聴者 0人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育長

皆さんこんにちは。8月29日に2学期がスタートしました。レッドステージでのスタートでしたので、学校開始による感染拡大が心配されました。案の定、9月の半ばくらいまで小学校5学級で閉鎖が行われました。9月の半ばで、イエローステージとなり、感染も収束に向かっているようですが、まだまだ集団生活をする施設や学校は油断できないと思っています。明日は中学校の運動会で、9月の後半から11月にかけまして、林間、修学旅行、運動会という子どもたちにとって楽しい行事が目白押しになっています。今年も残念ながら運動会の来賓はお断りをさせていただいております。毎回言っていますが、予定されている事業を実施できればと思っています。

それでは9月の定例教育委員会議を始めます。

初めに、本日の会議録の署名委員ですが、福村委員よろしくお願いいたします。 続きまして、前回令和4年7月の定例教育委員会議録につきまして、ご承認い ただけますでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

では、承認ということで、よろしくお願いいたします。

次に、教育長報告についてはございません。

それでは、会議次第に従いまして、議事に入ります。本日は、議案が2件、報告事項が4件、その他報告事項が1件です。

まず、議案第19号 藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について、教育部長、説明願います。

○教育部長

それでは、議案第19号 藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の決定につきましてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

藤井寺市教育委員会感謝状につきましては、教育行政に特に顕著な功績があった方にお贈りすることとしており、その活動年数につきましては、原則3年以上ご活動いただいている場合としています。

令和4年度の教育委員会感謝状被贈呈者につきましては、藤井寺市教育委員会 感謝状贈呈要綱第7条の規定によりまして、9月22日に審査会を開催し、別紙 資料1の3名の方を決定させていただきました。

《藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の審査結果について説明》

以上の3名の方につきましては、11月3日の市民表彰の際に藤井寺市教育委員会感謝状として贈呈させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願

いします。以上でございます。

○教育長

今回は3名の方が対象ということで、どなたも見守り活動でご推薦いただいた ということです。ただ今の件について、委員の皆様、何かご質問等ございますか。 今回は何名の候補があったのですか。

○教育部長

全体で6名の方の推薦をいただいておりました。そのうち今回は3名でしたが、 洩れた3名の方につきましては、お一人は他で防犯委員会に加盟なされていて、 そちらの活動もされておられるということで、市民表彰をいずれお受けになると いうことで、今回の教育委員会感謝状につきましては外させていただいたという 経緯がございます。もうお一人の方は、道明寺中学校から推薦が上がっていまし たが、中学校の地域教育連絡会の会長をされているという方ですが、現区長さん をされているということで、市民表彰の対象となってきますので外させていただ きました。あともう一人の方も道明寺中学校から推薦がありましたが、こちらの 方は年数不足のため今回は見送りという経緯となっています。

○教育長

それでは、この3名の方で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、議案第19号 藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員举手」

○教育長

それでは、議案第19号について決定いたします。

次に、議案第20号 藤井寺市学校支援社会人等の就業に関する規則の一部改 正について、学校教育課長代理、説明願います。

○学校教育課長代理

議案第20号「藤井寺市学校支援社会人等の就業に関する規則の一部改正」について説明いたします。資料2をご覧ください。

大阪府の最低賃金引き上げに伴う会計年度任用職員(スクール・サポート・スタッフ)の報酬単価を変更するため、藤井寺市学校支援社会人等の就業に関する規則(令和2年藤井寺市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正いたします。

具体的には、第6条の表で、スクール・サポート・スタッフの項目の中の「1,000円」を「1,023円」に改めます。この規則は、令和4年10月1日か

ら施行したいと思います。よろしくお願いします。

○教育長

報酬を1,000円から1,023円に変更するということです。この23円というのは何か意味があるのですか。

○学校教育課長代理

府の最低賃金が改めて示されまして、それに合わせるようになったということです。

○教育長

委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○委員

明日からなのでぎりぎりですね。

○学校教育課長代理

そうですね。

○教育長

せっかくスクール・サポート・スタッフという言葉が出てきましたので、どのような仕事をしているのか説明していただけますか。

○学校教育課長代理

当初は、コロナに入った段階で、例えば先生方のドアノブ等の消毒作業等にあたっていただくというかたちで入っていただきました。このスクール・サポート・スタッフというのは全国的にも配置されておりまして、もともとは先生方の印刷作業や入力作業といった事務作業、あとは掲示物を貼ったりといった部分でサポートしていただくことも、スクール・サポート・スタッフの方々の仕事の一部になっております。

○教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第20 号 藤井寺市学校支援社会人等の就業に関する規則の一部改正について、このと おり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

教育長

それでは議案第20号について、決定いたします。以上で議案につきましては 終了いたしました。

続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関す る規則第3条第1項の規定により、教育長として専決をさせていただきましたの で報告いたします。

次に、報告第19号 令和4年度全国学力学習状況調査(市の分析結果)について、学校教育課長代理、説明願います。

○学校教育課長代理

報告第19号「令和4年度全国学力学習状況調査(市の分析結果)について」 ご報告させていただきます。資料3をご覧ください。

今回の詳細分析の目的は、各教科において、課題が見られた設問(全国や府平均正答率と比べて大きく下回った設問や無回答率の高かった設問)を具体的に分析することとなっております。また、アンケート項目(生活習慣等を含む)につきましては、平均正答率とのクロス集計(アンケート結果と点数がどういうふうに影響を与えていたのかということ)で平均正答率と相関関係の高いに項目に着目して分析することで、今後の学校における授業改善、指導のポイントを明確にし、対象学年(小学校6年生、中学校3年生)だけでなく、学校全体の課題を改善するために、取り組んでいくための詳細分析とさせていただいております。

まず、問題・設問を見ていただきたいのですが、合計 6 教科ご用意させていただきました。学力調査詳細分析という後ろのページですが、その小学校国語をご覧ください。こちらの問題におきましては、「文章に対する感想や意見を伝えあい、自分の文章の良いところを見つけることができるかどうかを見る問題」になります。【文章 2 】と【伝え合いの様子の一部】(作られた作文に対して良いところはどうだったか等、子どもたち同士が話をしている一場面)の 2 つの資料を基に、条件に合わせて回答することが求められる問題になっており、複数の資料を読み取るという問題で、ここ最近よく出る問題となっております。

今回、自分の文章を見直すとなると、推敲して改善するという方向に目がいきがちなのですが、自分の表現が逆に良かった部分にも着目するような授業が今後必要になってくるだろうということで、分析をさせていただきました。日ごろの授業から、(誰に、何のために)等、見通しを持って文章を書くような指導を心がけていく必要があると考えております。

しかし、結果は解答類型にも示させていただいていますが、無回答率、全国の正答率とも非常に差が出ており、ここの問題に関しての藤井寺市の子どもたちの弱さが出た問題となっておりました。実際には、友人に指摘した最後の段落というのがあるのですが、今回の場合、川口さんが最後の段落がいいねという場面があって、本体の資料とは違うやりとりを伝え合うような資料になるのですが、そこの部分の記述が出来ていない、回答の際に反映することができていない子どもが藤井寺市の子どもたちには多いということがわかりました。指導のポイントに

もありますが、子どもたち同士で対話しながら伝え合う経験を積み重ねていくことで、自分の文章の良いところを見付けたり、それを言葉で表したりする指導が大切になってきており、そのために、自分が書いた目的や意図を相手に伝えたり、感想や意見を具体的に伝え合うような指導をしていくことが求められるというふうに今回まとめさせていただきました。学校でも対話的な学習ということで進めさせていただいておりますが、今回、一度書いて終わりでなく、アドバイスやよかった点を整理して、改善していくことを今後も学校に指導反映させていただけたらというかたちでお話しさせていただこうと思っております。

最後に、中学校の理科の設問は、考察の結果を比例として扱うことの妥当性を高めるために、測定値の増やし方について、測定する範囲と刻み幅の視点から計画を再検討し、改善することが求められるという非常に珍しい問題です。一度答えを出してしまった結論を、本当にこれが正しいのであろうかという、もう一回検証し直すという問題になっております。こういった結果を再検証するような設問は、生徒が経験したことが少ない問題だったため、無回答率が藤井寺市では40%を超えて極めて高く、正答率も低い問題となりました。比例は、算数や数学でも扱い、ある程度正確な数値を扱うことが多いのですが、今回のような自然現象では、きれいな数字が並ぶわけではありません。そういった誤差の根拠を言語化したり、その誤差の改善や実験精度を向上させるためには何が必要かを再検証するような取り組みが日ごろの授業でも求められることになります。今回の設問は、理科だけの課題として取り上げるのではなく、数学科として取り扱う設問に対する問題提起につながると捉えており、学力向上推進委員会等でこういったお話をさせていただけたらと思っております。

次に、詳細分析のアンケートについてです。前回は小学校6年生から中学校3年生の同一児童・生徒の比較については既に説明させていただいたと聞いておりますので、その下の授業への取り組み方を今回お話しさせていただけたらと思います。

一つ目「話し合い活動」、二つ目「学びへの主体性」、三つ目「アウトプット」の3項目になります。これは授業において、子どもたちがしっかり喋れるような時間をとっているかどうかや、学びに対して自分から学ぼうという意識を持って問題に向かっているかどうかや、授業の中で子どもたち同士で対話するような授業が行われているかどうかを確認するような項目になっております。

この3項目は、平均正答率と相関関係が非常に高くなっており、横向きの棒グラフを見ていただけると分かりますが、「当てはまる」という平均正答率が高くなっております。逆に、「当てはまらない」という点数が低くなっているということで、やはり、これに対して肯定的な感想を持っている子どもたちは比較的点数が高いということが示されているデータになります。やはり、本市におきましても、3つの項目を、いかに授業の中に取り入れていくのかということが非常に大切だと考えており、この中身に関しましても、学力向上推進委員会でお話しさせていただきたいと思っております。

次に、各教科についてです。各教科の「授業がよく分かるかどうか」について

の質問事項で、1つ目が国語、2つ目が算数・数学、3つ目が理科になります。本市の場合、なかなか平均正答率は府や全国に届かないといった現状はあるのですが、「授業が分かりますか」という項目に対しては、一定評価ができる傾向にあります。特に小学校の国語において大きく改善が見られました。これは、近年、市内の各小学校において、国語を研究テーマにして先生方が研究授業をされているということもありまして、そういった部分というのが結果に出始めていると考えております。これらの項目も、平均正答率と非常に高い相関関係がありますので、今後もより分かりやすい授業ということを一つのキーにはさせていただきたいと考えています。

次に、学校生活についてです。「自己肯定感」の「自分には良いところがある と思います」だとか、「学校に行くのが楽しいと思う」そして、「チャレンジ精神」 の「難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している」という項目があります。こ の3つの項目の中で、もともと昨年度課題であった小・中の「自己肯定感」「チ ャレンジ精神」は、今年度は改善傾向にあります。しかし、中学校の「自己肯定 感」については、改善しているとは言え、全国や大阪府との差が依然として大き くなっていると捉えています。部活動や行事が実施できるようになったという部 分もあるのですが、「学校に行くのが楽しい」という項目において、中学校の方 がグラフを見ていただければ分かるように急激に下がっています。これは前回で もお話が出ていたというふうにお伺いしています。この分析を一か月程度させて いただいていましたが、原因はわかっていません。先生方が子どもたちを褒める 回数、「褒めていますか」や「支援ができていますか」という項目も非常に上が っています。コロナが徐々に収まり徐々に活動もできてきているという状況で、 なぜ中学校だけがこのように下がったのかというのは今現在も分析できており ません。「各教科の授業が好き」だとか「先生が良いところを認めてくれている」 というところの改善傾向にあるにもかかわらず、原因が分かっていない状態です ので、生徒指導の先生方、担当が一斉に集まる「小中生徒指導協議会」というの がありますので、その会でも議題に挙げていただいて、なぜこれが下がってしま ったのかという原因を、学校の先生方のご意見も聞きながら分析を深めていきた いと考えております。

次に、家庭学習についてです。本市の一番の課題になっております昨年度改善傾向だった中学校においてもこの家庭学習においては数値が下がってしまいました。このグラフは、全く勉強しないという割合になりますので、グラフが上がると非常によろしくないという結果になっているのですが、大阪府や全国よりかなり高い数値が出てきているのが分かっていただけると思います。これは、大阪府でも課題となっております。宿題の出題方法を工夫したり、今は一人一台タブレットがありますので、そういった部分で子どもの興味付けを上手くしながら家庭学習の習慣化にいかに取り組んでいくのかというのが、今後学校の取組みとして求められているのかなと考えております。GIGAスクール連絡会というのがありますので、そういった部分で、どんどん好事例を紹介していただけるようなかたちをとっていきたいと考えております。

最後に、生活習慣についてです。朝食の喫食率「毎日朝食を食べていますか」という項目になるのですが、「当てはまる」といった一番良い回答をした項目だけをチェックさせていただいておりますが、藤井寺市は、小中学校ともに非常に昨年度に課題があったのですが改善し、特に中学校の方で大きく改善しております。栄養教諭を新たに加配で配置していることもありますので、そういったことが功を奏したのかなと考えています。また、次の項目で、不読率(本を全く読まない割合)は、小学校で大きな改善が今年度見られました。市立図書館とのシステム連携や、教育総務課で実施していただいている配送サービスの日常化などが影響したものと考えております。中学校におきましては、やはり部活動の活動時間が本を読む時間減少に影響しており、数値として表れているところまではいっていないのかなというふうに分析させていただいております。部活動関係の本から、子どもたちの興味付けができれば一番良いのかなというかたちで、中学校にはお話をさせていただいております。

最後に、1日4時間以上スマホを活用している割合です。これも、1日4時間以上ですから、帰ってそのままずっと4時間以上触っているということになりますので、かなりスマホに影響を受けているということになりますが、数値が上がれば上がるほどあまりよろしくないということになります。小学校では、昨年度の課題を受けて、各家庭へのご連絡をさせていただいたり、協力していただいたおかげで、小学校は一定下がったのかなと思っています。しかし、中学校では改善することができていないのが現状です。ご家庭で、ある程度、生徒に委ねられている部分も活用の部分であるのかもしれませんし、スマホの活用リテラシーに加えて、生徒会活動等でこういった部分を課題にしてもらうなど、何時以降はラインでやり取りしないとか、子どもたち発信でルールを決めるような取組みに繋げていけたらというふうに考えております。アンケートをざっとはしって説明させていただきましたけれども、以上になります。

○教育長

ありがとうございました。この件については、今日お話しいただいて、なかなか分かる部分もないと思うので、もう少し読み取っていただいて、また継続して学習会等でいろいろなご意見をいただけたらと思います。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。速報の時に少し議論をさせていただいたのですが、今日は小学校の理科の部分は触れていただかなかったのですが、小学校の理科がずいぶん落ちたという割には、意識調査では内容がよく分かりますと書いてあって、印象的に覚えているのは、阪上校長がメスシリンダーも知らないと先日言っておられたのですが、この辺の分析等はありますか。

○学校教育課長代理

メスシリンダーを知っているか知っていないかについては、知識の部分になって覚えているか覚えていないかということになると思いますが、授業の中で出てくると思いますが、その部分の分析は難しいです。

○教育長

意識調査では肯定的なのに、成績はあまり良くなかったという点ではどうですか。

○学校教育課長代理

小学校と中学校においては、授業に対するよく分かるというのも、この先生が好きだから授業もいいという相関関係が一定あると思います。中学校の場合、入試とかテストが日頃からありますので、先生の教え方に対しても徐々にシビアになってくるという見方は、比較的この間の学力推進委員会でも出ていたというのはありました。

○教育長

他に何かご意見等ございますか。

○委員

昔から比べて、本当に考えさせられる問題として、僕たちがパッと見て、そういうふうに考えるのかという思考・判断・表現等、教える側も工夫しないとなかなか伸ばすのは大変だなと思います。

○教育長

知識を蓄積していったら良いみたいな話から、どんな人間を創っていくのか、 どんなことが出来る人間を創っていくのかで大きくシフトしてきているのかな と思います。他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは報告第 19号 令和4年度全国学力学習状況調査(市の分析結果)について、承認して よろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

教育長

それでは、報告第19号について承認いたします。

次に、報告第20号 藤井寺市立学校の今後の支援学級、通級指導教室について、学校教育課長代理、説明願います。

○学校教育課長代理

報告第20号 藤井寺市立学校の今後の支援学級、通級指導教室について、報告いたします。資料4をご覧ください。

文部科学省から「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」の 通知が、令和4年4月27日に都道府県教育委員会教育長宛に通知され、令和4 年5月10日付けで大阪府教育庁から本市に通知がありました。この通知におきまして、支援学級に在籍する児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として支援学級で授業を行うと示されておりました。本市では、令和4年7月8日に開かれました大阪府都市教育長協議会での説明内容を経て、令和5年4月からこの通知に則った対応を行うという本市の方向性について最終決定いたしました。

校長会での説明は、7月15日(金)に行いました。また、保護者へは、教育委員会作成の「藤井寺市立学校の今後の支援学級、通級指導教室について」のプリントを学校からこの2学期の初めに配布させていただきました。

各校には、支援学級在籍児童生徒に対して、保護者への説明も9月中に行うように通知しております。現在、各校で保護者への説明や相談等を行っている段階です。学びの場を支援学級から通級指導教室へ変更を検討する児童生徒が増えることが今後考えられます。この2学期を通じて、どういうふうなかたちで来年度考えていくかを決めていくことになります。以上です。

○教育長

なかなか意味の分かりにくい内容と思いますので、まず、通級と支援学級の違いについて説明してください。

○学校教育課長代理

支援学級の説明になるかどうかは分かりませんが、これまで支援学級に在籍しながらも、支援学級での授業時数というのが極端に少なくて、通常の学級の方で授業を受けているという児童・生徒さんがたくさんおられるような状況です。それに対して、半分は支援学級で授業を受けなさいというのが出てきたということです。元々そういったことは示されてもいましたが、それが具体的に明示されたというのが今回の通知の中身です。

その結果、支援学級で半分の授業を受けるとなった時に、これまで通常の学級で授業を多く受けていた子たちからすると、急に支援学級での授業が多くなるとなかなか難しくなるということになりますので、その間を取るという意味で、通級指導教室がございます。

通級指導教室の場合は、支援学級には在籍しないのですが、通常の授業を受けながら、週あたり何時間かを通級指導というかたちで専門の先生のところで授業を受けて、実際に指導を受けるという流れになりますので、通級というのは、支援学級と通常学級の間の措置というかたちで考えていただくのが一つわかりやすい考え方かと思います。

○教育長

難しいと思いますが、お分かりになりますでしょうか。

〇委員

通級学級に先生が配置されるということですか。

○教育長

通級には配置されています。

○委員

通常学級にいた子からしてみれば、通常の授業が減るということですね。

○教育長

もともと、今ありましたように、普通の教育課程で一般的な勉強(理科、算数 等)が、何らかの障がいを有することによって、その教育課程で勉強し辛い子に ついては、特別な教育課程を作るということができる法律になっています。その 特別な教育課程を作る子は、別の学級として支援学級として認められる、ただ、 通常のインクルーシブの考え方で、通常の子も障がいを有する子も、みんなで生 活しましょうということで交流が行われるというかたちなので、本来は支援学級 というのは別の学級なのです。ところが、通級というのは、支援を受けるのです が、少しの支援を受けたら通常の学級でも十分頑張ることが出来るという子ども に対して、通常の学級に在籍しながら、数時間ポイントの支援のところだけ通級 学級に行って、また戻ってくるという制度です。ですので、ちょうど中間に通級 があるという制度です。そして今指摘されているのが、大阪の場合、支援が必要 だから支援の学級をつくっていて、そこで特別な教育を受けているはずなのに、 その時間数があまりにも短かったら本当に支援に対する教育を受けているのか どうなのかということです。例えば、支援学級に在籍しながら通常の学級にもい て、通常の学級の時間数の方が多くて、特別な教育はそこで受けているというの は、時間数が少ないというのはいかなるものかという問題定義をされているので す。ですので、最低限、半分くらいは支援学級で専門の先生から特別な支援の教 育を受けないと、障がいに適用しないのではないかという国から指示は受けてい るのですが、もう一つ、インクルーシブという今の考え方は、できるだけみんな が一緒の所にいて、その中で支援が必要な子は特別な支援を受けるという方向が 正しいのではないかというのが一方にあります。それがどちらかといえば大阪の 考え方です。だから、通常の学級にいてても支援しながらいてますよという、そ れで、出来るだけみんなが同じ環境の中でいろんな子どもが活躍するようにしま しょうという、今、その辺りの考え方が少し対立している中で、もし、通常の学 級にいて特別に支援するというのなら、通級というかたちによく似ていますねと いう、だから支援学級ではなくても通級に行かれてはどうですかという、例えば、 1日の6時間のうち1時間だけ出ていくとかいうふうなかたちでしたら似てい ますね、というような論争が少し起こっていて、今までの大阪の考え方よりも少 し支援学級でもっと勉強しなさいという考え方が出てきているので、その辺りの 整備が今難しいということで、議会でも少しご議論していただいている中身にな っていて、ちょっと混乱するでしょうというふうに思っています。

よろしいでしょうか。それでは報告第20号 藤井寺市立学校の今後の支援学級、通級指導教室について、承認してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、報告第20号について承認いたします。

次に、報告第21号 藤井寺市外国人英語指導助手の就業に関する規則の一部 改正について、学校教育課長代理、説明願います。

○学校教育課長代理

報告第21号 藤井寺市外国人英語指導助手の就業に関する規則の一部改正について、報告いたします。資料5をご覧ください。

藤井寺市外国人英語指導助手の就業に関する規則(令和2年藤井寺市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正させていただきます。

第6条第1項の表を、1年目2等級76号給というものがあり、2年目2等級55号給とあるのですが、2年目は特別手当(ボーナス)の支給が入りましたので、その分、給数自体は下がってしまうのですが、これまではボーナスがなかったので、ボーナスありで給数が下がったというかたちになります。そういったかたちで1年目、2年目という2パターンしかなかったものが、新しくは、1年目2等級55号給、2年目2等級56号給、3年目以降2等級57号給に改めるというかたちで3パターンになったということです。この規則は、令和4年4月1日から施行いたしております。以上です。

○教育長

号給が変わったということですが、こちらに改めるというのは、何か理由があったのですか。

○教育部長

先ほどもありましたように、今回、最低賃金の改定がありましたので、市全体の中でいろいろ会計年度任用職員として採用している方の賃金の見直しが市全体の中でおこなわれました。その中の一つとして、外国人英語指導助手の方も時間給でいきますと超えておるのですが、同じような幅での改正ということで、市の方でも検討されたということです。

○教育長

良くなったのですね。

○教育部長

はい、より良くなりました。

○教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは報告第21号藤井寺市外国人英語指導助手の就業に関する規則の一部改正について、承認してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、報告第21号について承認いたします。

次に、報告第22号 教育委員会の後援名義等の使用について、教育総務課長、 説明願います。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。

今回の報告につきましては、令和4年7月、8月の2か月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料6の表の8件でございます。以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○教育長

委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。報告第22 号 教育委員会の後援名義等の使用について、承認してよろしいでしょうか。挙 手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

教育長

それでは、報告第22号について承認いたします。

次に、その他報告事項 令和4年度 藤井寺市文化財保護審議会の開催について、文化財保護課長、説明願います。

○文化財保護課長

令和4年度 第一回藤井寺市文化財保護審議会の開催について、報告させていただきます。資料7をご覧ください。

日時は、10月18日(火)に開催いたします。議題としましては諮問案件で、 考古資料と歴史資料に分かれています。こちらの詳細につきましては、担当の方 からご説明させていただきます。

○文化財保護課主事

机上の資料7の2枚目が今年度指定の諮問に上げます3件になります。

まず初めに、「潮音寺北古墳出土 子持ち勾玉」についてご説明いたします。 資料1をご覧ください。潮音寺北古墳は、允恭天皇陵古墳東側で国府1丁目に所 在します潮音寺の北側において平成19年度の発掘調査において発見された直 径22mの円墳になります。墳丘の大半は後世削平されていましたが、残されて おりました周濠から、今回、諮問いたします子持ち勾玉3点が出土しております。 こちらが図1、2のものになります。葺石や埴輪片とともに出土したことから、 本来は墳丘上の祭祀に使用されたものだと思われます。

勾玉の大きさは、小さめのものになるのですが、長さ8cmから10cmのもの、中央部の厚さが1cmから2.5cmになっております。重さは最も大きなものが写真中央のBで160g、最も軽いものが写真右側Cで68.5gになり、持ちごたえがあるものになっております。これらの素材となった岩石は、和歌山市東部の船戸町や那賀郡桃山町付近の紀ノ川流域から産出する滑石を使用したものと観察されています。これらの子持ち勾玉の時期は、出土した埴輪の特徴から5世紀後半のものと考えられます。

これまでの子持ち勾玉の出土例の多くは集落遺跡に認められていましたが、本事例は古墳における子持ち勾玉の使用事例の一端を表す好例となっております。 さらに、併せて3個体が一緒に出土するということは極めて希少な例であること から、今回、市指定有形文化財として諮問するものとなっております。

続きまして2件目、資料2の狼塚古墳出土柵形埴輪及び木樋形土製品です。 狼塚古墳は応神天皇陵古墳の北側で見つかった直径46mの円墳です。平成9年 度に発掘調査が行われ、西側に突出した造出しから、図2のような8個の柵形埴 輪からなるおよそ120cm 角の方形の区画が見つかっております。中央部には 木樋を表現した土製品が設置されており、区画の内部には葺石より一回り小さい 礫が敷き詰められていました。また、礫の下には一面に白砂が敷き詰められてい るのも確認しております。

図1のように、柵形埴輪は上部を山形に整形しており、一番分かりやすいのが 写真の奥の部分ですが、中段部分に2条のベルトのような帯状突帯を巡らしてい ます。一部の埴輪には縦方向の線刻も見られ、神社等の周囲にめぐらされている 垣根のように玉垣というものを表現したものと思われます。

また、図1の写真の手前側にあるH型のものがあるのですが、こちらは入口を表現したものになっておりまして、入り口が墳丘の外側である西側に向いて設置されていました。全体は8個体からなっておりまして、高さ約40 cm、横幅50 cm、短辺が10 cm を測るものとなっております。外面に赤色顔料が残っており、全体的に赤色に塗布されていたものと思われます。

また、木樋形土製品は水を引いて溜めた様子を表現するものとなっております。 これらの埴輪は、古墳における儀礼の一つとして、水に関わる祭祀が行われてい たことを表す埴輪の好例として、このたび市指定有形文化財として諮問するものであります。

続きまして3件目、資料3の小山産土神社に納められている絵馬です。図1のように小山産土神社には江戸時代から明治時代にかけての絵馬が多く収められており、市史編纂の際にはその数が91点に上ると記録されております。裏面にありますのは、こちらの中で最も古いもので、図2の享保4年(1719年)の浮世絵師 初代鳥居清信という方の描かれた「草摺曳図」(くさずりひきず)というものがありまして、初代鳥居清信の絵馬としては全国で3例目にあたるものになります。

また、江戸の後期から明治の初年にわたりまして、地元に関わる人たちが多くの絵馬を小山産土神社の方には奉納しておりまして、当時の人々の生活や歴史的事件との関わりの一端を垣間見せてくれる歴史資料として貴重なものとなっております。地元では写真集をまとめる等、資料の劣化に危惧を抱いているところとなっております。

これらの資料については、資料的な調査というのはほとんど実施されたことがないため、評価に一定の時間を有するものと思われます。今回は諮問物件として取り上げているのですが、適切な評価を得るために専門家を選択するなど、指定に向けての準備を行っていきたいと思っております。

また、報告案件としまして、唐櫃山古墳の調査や整備のための準備状況を報告する予定となっております。以上です。

○教育長

ありがとうございました。最後はロマンのあるお話しでした。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。これはなぜ(子持ち)と言うのですか。

○文化財保護課主事

資料1の写真で、大きな勾玉の側面とお腹と背中の部分に小さな勾玉のようなものが付いているということで子持ちと言います。

○教育長

大きな勾玉に小さな勾玉が付いているから子持ちなのですね。写真を見ると動物のようにも見えますが、動物ではないのですね。

○文化財保護課主事 動物ではないです。

○教育長

目に見える部分は紐を通す部分ですね。この勾玉は何で出来ているのですか。

○文化財保護課主事

こちらは滑石と言われる加工しやすい柔らかい石で作られています。

○教育長

何色ですか。

○文化財保護課主事

薄い緑色です。

○教育長

柵形埴輪を初めて見たのですが、何をする為に作られたのですか。

○文化財保護課主事

柵形埴輪は、区画を設ける意味があるというふうに説明では言われています。 こちらの狼塚古墳は、おそらく柵形埴輪を並べることで垣根のような区画する意 思等をもって作られたものと考えられております。神社で言うと神社の区画を区 切るような柵と同じような役割とも考えられています。

○教育長

40cmから50cmの幅ということで、ミニチュアの玩具のようですね。

○文化財保護課主事

そうですね。いわゆるミニチュア模型のようなものです。

○教育長

これは珍しいものですか。

○文化財保護課主事

柵形埴輪というものは全国的には囲形埴輪というものが多くて、一つの埴輪で柵を現しているのですが、狼塚古墳のような古市古墳群の中では、一つ一つ柵形埴輪という箱を作って、それを四角に並べるというのは全国的にも数は少ないとなっており、古市古墳群の特徴になっております。

○教育長

今の説明だと8個あるものをこういうふうに囲うのは珍しいのですか。

○文化財保護課主事

珍しい訳ではないですが、囲う場合に8つに分割しているというのは全国的に はあまり例が少ないということになります。

○教育長

8つに分割しているのが珍しいのですね。またお帰りになる前に絵馬の写真も見ていただけたらいいかなと思います。他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。全体を通じまして何かご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、9月の定例教育委員会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後2時55分